

月別指定(年単位)
→ 毎月定額切替

「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)」
「加入者掛金額変更届(第3号被保険者用)」の記入要領

▼この届出書は、掛金の納付方法を月別指定(年単位)拠出から毎月定額拠出に変更するための専用帳票です。この届出書では、次の手続きを行うことができます。

- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から、掛金の納付方法を「月別指定(年単位・毎月定額以外)」から「毎月定額」に変更する。
- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から「毎月定額」で納付する掛金額を指定する。

※この届出書では、

- ▶ 掛金の納付方法を「毎月定額」に切り替えずに掛金額を変更することはできません。
- ▶ 氏名・住所や国民年金の被保険者種別等その他の項目を変更することはできません。

※この届出書の提出後に被保険者種別や企業年金等の加入状況(第2号被保険者のみ)に変更があった場合は、別途お手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第2号被保険者用)

【月別指定(年単位)→毎月定額切替 事前受付専用】

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第2号被保険者用)

事務処理センター用

月別事前

・この届出書は、令和8年12月分(令和9年1月引落)掛金より、納付方法を月別指定(年単位)拠出から毎月定額拠出に変更するための専用帳票です。

・この届出書で同時に掛金額変更のお手続きも可能です。

・ご加入者様の運営管理機関にて、令和8年10月末までに提出ください。

・なお、令和8年12月分(令和9年1月引落)よりiDeCoの毎月の拠出限度額が月額62,000円に引き上げられます。

【ご注意ください】

・令和8年11月分(12月引落)までは、現在の月別指定(年単位)拠出の届け内容で掛金の引落としが行われます。

・この届出書の提出後に被保険者種別や企業年金等の加入状況等に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。

・この届出書を複数回ご提出されると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・e-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者向けのオンライン手続きサービス)では、お手続きできません。

・掛金を毎月定額拠出に切り替えずに月別指定(年単位)拠出で掛金額の変更を希望する場合は、この届出書ではお手続きできません。

・ご加入者様の運営管理機関にて、別途手続きを行ってください。

国民年金基金連合会にて

届出書コード	届出区分	掛金種別
04001		掛金種別

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
プラナ		年 月 日	1:男 2:女

住所

プラナ

〒

都 道 府 県

市 区 町 村

連絡先電話番号()

掛金額区分

■: 令和8年12月分(令和9年1月引落)から掛金を毎月定額で納付します

個人型年金掛金額

毎月の掛金額(上限額 62,000円)

0 0 0

※この「届出書」でのお手続きの受付は2026年10月末までとなります。記入内容に誤り等があった場合は、内容の訂正が間に合わず、掛金納付方法(掛金額)変更の事前受付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

この「届出書」およびこの届出書による「納付方法の変更手続き」等に関して「ご注意ください点」をまとめております。

ご記入の前に必ずご確認ください。
* 提示している届出書のサンプルは「第2号被保険者用」です。第3号被保険者の方は配付される「第3号被保険者用」の届出書の該当箇所をご確認ください。

基礎年金番号や氏名・住所、生年月日等と被保険者種別(第1号・任意加入被保険者の別)をご記入いただく欄です。

ご記入にあたっては、裏面の記入例をご参照ください。

変更後の掛金額(2026年12月からの掛金額)をご記入いただく欄です。(◆)

被保険者種別(第2号・第3号)ごとの、2026年12月以降の拠出限度額をご確認のうえ、「毎月定額」で納付する掛金額をご記入ください。

◆掛金額記入欄は、被保険者種別に応じた「上限額」が記載されています。

「毎月定額」で納付する掛金額はこの上限額以下の金額をご指定ください。

▼第2号被保険者用(上限額 62,000円)

個人型年金掛金額	毎月の掛金額(上限額 62,000円)
	0 0 0

▼第3号被保険者用(上限額 23,000円)

個人型年金掛金額	毎月の掛金額(上限額 23,000円)
	0 0 0

ご記入にあたっては必ず裏面をご確認ください

記入例

月別指定(年単位)
→ 毎月定額切替

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】(第2号被保険者用)
加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】(第3号被保険者用)

▼ご記入いただく項目は、以下の2か所です。
この記入例をご参照のうえ、記入漏れや記入誤り等のないようご記入ください。

1 基礎年金番号、氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別、住所（漢字・フリガナ）、
連絡先電話番号

2 個人型年金掛金額（千円単位）
▶2026年12月からの掛金額（毎月定額で納付する掛金額）をご記入ください。

▼第2号被保険者用

国民年金基金連合会あて 届出書コード 04091 届出区分 掛金額変更	
基礎年金番号 1234-567890	氏名 フリガナ ネンキン 年 金 漢字 一郎
生年月日 昭和 49 年 10 月 10 日 平成 7 年 10 月 10 日	性別 男 女
住所 フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク 1-23-45 シカクシカクマンション 678ゴウ 〒123-4567 東京 都 道 〇〇 市 区 △△ 1-23-45 □□ マンション678号	
掛金額区分 ■：令和8年12月分（令和9年1月引落し）が、 掛金を毎月定額で納付します	個人型年金掛金額 6 2 0 0 0

- すべての項目を漏れなくご記入ください。
※氏名と住所のフリガナも忘れずにご記入ください。
- 「基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書等でご確認のうえ、正確にご記入ください。
※ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。
※確定拠出年金の加入者番号（00から始まる番号）を誤って記入されないようご注意ください。

- 2026年12月分(2027年1月引落)から「毎月定額」で納付する掛金額をご記入ください。
※指定できる掛金額は、(上限額) 62,000円以下の千円単位の金額です。

- iDeCoの掛金額は、年1回に限り変更が認められています。(年の単位は毎年12月から翌年11月まで)
2026年12月の制度改正に伴い、今回のお手続きで、「月別指定から毎月定額拠出への切替」かつ「掛金額を施行前の拠出限度額を超える金額に変更」を行う場合は、年1回の変更にはあたりません。
※施行前の拠出限度額は、月額23,000円(年額276,000円)です。
今回のお手続きで、「24,000円以上の額」を指定される場合は、年1回の変更にはあたりません。

▼第3号被保険者用

国民年金基金連合会あて 届出書コード 04091 届出区分 掛金額変更	
基礎年金番号 1234-567890	氏名 フリガナ ネンキン 年 金 漢字 一郎
生年月日 昭和 49 年 10 月 10 日 平成 7 年 10 月 10 日	性別 男 女
住所 フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク 1-23-45 シカクシカクマンション 678ゴウ 〒123-4567 東京 都 道 〇〇 市 区 △△ 1-23-45 □□ マンション678号	
掛金額区分 ■：令和8年12月分（令和9年1月引落し） 掛金を毎月定額で納付します	個人型年金掛金額 2 3 0 0 0

- すべての項目を漏れなくご記入ください。
※氏名と住所のフリガナも忘れずにご記入ください。
- 「基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書等でご確認のうえ、正確にご記入ください。
※ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。
※確定拠出年金の加入者番号（00から始まる番号）を誤って記入されないようご注意ください。

- 2026年12月分(2027年1月引落)から「毎月定額」で納付する掛金額をご記入ください。
※指定できる掛金額は、(上限額) 23,000円以下の千円単位の金額です。

- iDeCoの掛金額は、年1回に限り変更が認められています。(年の単位は毎年12月から翌年11月まで)
第3号被保険者の拠出限度額は、2026年12月の制度改正の対象外（23,000円から変更なし）となるため、今回のお手続きで、月別指定から毎月定額拠出への切り替えを行った場合は、毎月定額で納付する掛金によらず、年1回の変更となります（次の掛金額変更は翌年12月からとなります）。